

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	15	担当課	保健福祉課
法令名	社会福祉法	根拠条項	57条	不利益処分の種類	社会福祉法人の公益事業及び収益事業の停止	
<p>[社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)] (公益事業又は収益事業の停止) 第57条 所轄庁は、第26条第1項の規定により公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該社会福祉法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 当該社会福祉法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。</li><li>(2) 当該社会福祉法人が当該収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること。</li><li>(3) 当該公益事業又は収益事業の継続が当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること。</li></ol>						